

公益社団法人 日本青年会議所

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本青年会議所（英文名 Junior Chamber International Japan）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本会は、日本各地に所在する青年会議所を総合調整してその意見を代表し、全国的規模の運動を展開して、日本国民の利益の増進を図るとともに、国際青年会議所と協調して世界の繁栄と平和に寄与することを目的とし、本定款第5条に定める事業を実施する。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
- (2) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (3) 環境問題を調査研究し、国民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (4) 国政・国防・国土問題等、多角的な視野から分析し、国民には問題を提議し、政府には問題解決方法を提案することにより、日本国の発展に寄与する事業
- (5) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
- (6) 経済問題の解決や国民生活の安全、安定化・活性化に努め、国民が安心して生活できるための調査研究提言を行う事業
- (7) 世界情勢を踏まえつつ、国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通し、日本国の在り方と国際貢献を学び国際発展に寄与する為の事業

2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 青年会議所の総合調整及び全国的問題の処理
- (2) 青年会議所の総合意見の公表及び国会、行政機関等への具申
- (3) 各地青年会議所会員等に対する研修
- (4) 国際青年会議所及び各国青年会議所との提携
- (5) 諸会議・諸大会の開催
- (6) 本会の目的を達成するために必要な事業

3 前各項の事業は、全国において実施する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する日本国内に所在する青年会議所（以下「会員会議所」という。）とする。

3 賛助会員は前項に該当しない者で、本会の目的に賛同し、その事業に協力し或いは本会の発展を助成しようとする個人、法人又は団体とする。

(会員会議所の構成)

第7条 会員会議所の正会員は、20歳以上40歳未満の者をもって構成する。ただし、会員会議所の正会員は、年度中に40歳に達しても、当該年度内はその資格を失わない。

(入会)

第8条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申請書を会頭に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の正会員及び賛助会員にあつては、本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会頭に届け出るものとする。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める規定に基づき変更届を会頭に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、本会の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負い、支払い方法については、別に理事会において定める。

(会員の権利及び義務)

第10条 正会員及び賛助会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 正会員及び賛助会員は、定款その他の規定を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(退会)

第11条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって会頭に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 法人又は団体が解散したとき
- (5) 総正会員が同意したとき
- (6) 会費を納入せず、督促後なお会費を3ヵ月以上納入しないとき
- (7) 除名されたとき

(除名)

第13条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他規定に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により、正会員及び賛助会員を除名しようとする場合は、当該会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をなし、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 正会員及び賛助会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、正会員及び賛助会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事16人以上21人以内

(2) 監事6人以内

2 理事のうち、1人を会頭、2人以上4人以内を副会頭、1人を専務理事、10人以上15人以内を常任理事とする。

3 本会の理事は、会員会議所の正会員でなければならない。

(選任)

第16条 本会の役員は、総会においてこれを選任する。

2 監事は、理事その他規則で定める職務を兼ねることはできない。

(理事の任期)

第17条 理事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。

(監事の任期)

第18条 監事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

3 監事は第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事を解任するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2

以上に当たる多数をもって、これを行わなければならない。

(理事の職務権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

- 2 会頭は、一般社団及び財団法人法上の代表理事とし、業務を統轄する。
- 3 副会頭、専務理事及び常任理事は一般社団及び財団法人法上の業務執行理事とし事業を分担執行する。
- 4 会頭及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第22条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第23条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、会頭に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第24条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第25条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれ

があるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(直前会頭等)

第26条 本会に、直前会頭1人、顧問3人以内、ブロック会長47人以内(以下「直前会頭等」という。)を置く。

- 2 顧問及びブロック会長は、会員会議所の正会員でなければならない。
- 3 直前会頭は、前年度の会頭がこれにあたる。
- 4 顧問は、会頭が推薦し、総会においてこれを選任する。
- 5 ブロック会長は、ブロック協議会が推薦し、理事会においてこれを選任する。

(直前会頭等の職務)

第27条 直前会頭等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 直前会頭は、会頭経験を生かし、業務について必要な助言をする。
- (2) 顧問は、本会の運営に関する事項について、会頭の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- (3) ブロック会長は、地区を担当する常任理事を補佐し、地区内のブロック協議会における本会の業務を統轄する。

- 2 直前会頭等の任期は、第17条第1項の規定を準用する。

(直前会頭等の解任)

第28条 直前会頭等の解任については、第19条第1項の規定を準用し、直前会頭及び顧問にあつては、総会でこれを行う。ただし、ブロック会長にあつては、ブロック協議会の申し出に基づき、理事会でこれを行う。

(特別顧問)

第29条 本会に、特別顧問3人以内を置くことができる。

- 2 特別顧問は、会頭経験者でなければならない。
- 3 特別顧問は、会頭が推薦し、総会においてこれを選任する。
- 4 特別顧問は、会頭経験を生かし、本会の運営に関して、会頭の諮問に答え、又は助言をすることができる。
- 5 特別顧問の任期は、第17条第1項の規定を準用する。
- 6 特別顧問の解任については、第19条第1項の規定を準用し、総会でこれを行う。

(会計監査人)

第30条 本会に会計監査人3人以内を置く。

- 2 会計監査人は、総会において選任する。
- 3 会計監査人の任期は、選任された時から、選任された事業年度に関する通常総会終結の時までとする。ただし、当該通常総会において別段の決議がされなかったときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。
- 4 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 5 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの
- 6 会計監査人は総会の決議によって解任することができる。

(監事による会計監査人の解任)

第31条 監事は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当する時は、その会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は懈怠したとき
- (2) 会計監査人にふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 前項の規定による解任は、監事が2人以上ある場合は、監事の全員の同意によって行わなければならない。

3 第1項の規定により会計監査人を解任したときは、監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第32条 本会、役員及び会計監査人の一般社団及び財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は会計監査人との間で、一般社団及び財団法人法第115条第1項の賠償責任について、法令に

定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第113条第1項第2号に定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第33条 本会の役員、直前会頭等及び特別顧問が、会員会議所の正会員である場合は、無報酬とする。ただし、会員会議所の正会員以外の監事、常勤の役員には報酬を支給することができることとし、その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第4章 総会

(種類)

第34条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 毎年3月に開催される通常総会を一般社団及び財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第35条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第36条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 正会員及び賛助会員の除名
- (3) 役員及び会計監査人の選任及び解任
- (4) 会頭、副会頭、専務理事及び常任理事の選定及び解職
- (5) 顧問及び特別顧問の選任及び解任
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 財産目録の承認
- (8) キャッシュ・フロー計算書の承認
- (9) 定款の変更
- (10) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- (11) 正会員の共通的な事業項目の決定及び変更
- (12) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (13) 役員の報酬の額又はその規程
- (14) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (15) 解散及び残余財産の処分
- (16) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第37条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が決議したとき

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が会頭にあったとき

(招集)

第38条 総会は、会頭が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会頭は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく請求があった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の10日前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が議決権を行使することができることとするときは、14日前までに、通知を発しなければならない。

4 会頭は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第39条 総会の議長は、会頭又は会頭の指名した者がこれにあたる。ただし、第37条第2項第2号に基づく臨時総会を開催した場合は、正会員を代表して出席する者のうちからこれを選出する

(定足数)

第40条 総会は、正会員の総議決権数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第41条 総会の議事は、一般社団及び財団法人法第49条第2項に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 第36条第11号の事業項目のうち一年間以上継続するものの決定についての総会の議事は、第1項の規定にかかわらず、出席した正会員の有する議決

権数の3分の2以上の同意を必要とする。これを変更する場合も同様とする。

(書面による議決権の行使)

第42条 理事会で認められた総会に限り、総会に出席できない正会員は、書面若しくは電磁的方法により決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第40条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議決権)

第43条 正会員の議決権数は、総会において、その会員会議所を構成する正会員の数が50人までは、3個の議決権を有する。ただし、50人を超える場合は、25人までごとに、その議決権に1個を加えるものとする。

2 前項の議決権数の算出基準日は、毎年1月1日とする。ただし、新設会員会議所については、別に定める規則による。

(議事録)

第44条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員を代表する者のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第45条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 直前会頭、顧問及び特別顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第46条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(3) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項

(4) 理事の職務の執行の監督

- (5) 規則の制定及び変更
- (6) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人（事務局長）の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結
- (7) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部に属する取引、自己又は第三者のためにする、本会との取引、本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引の承認

（種類及び開催）

第47条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会頭が必要と認めたとき
- (2) 第48条第2項又は第3項に定めるとき
- (3) 第23条第2項又は第3項に定めるとき

（招集）

第48条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、会頭が招集する。

- 2 会頭は、会頭以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、理事、監事、直前会頭、顧問及び特別顧問に

対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第49条 理事会の議長は、会頭若しくは理事のうち会頭の指名した者がこれにあたる。ただし、第23条第2項又は第3項、若しくは、第48条第2項又は第3項の規定により招集されたときには、理事の互選により議長を選任する。

（定足数）

第50条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

（議決）

第51条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団及び財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

（報告の省略）

第52条 理事若しくは監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項に規定は、第20条第4項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第53条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会頭及び監事は、これに署名押印しなければならない。ただし、会頭が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名押印する。

第6章 委員会等及び協議会

（委員会等）

第54条 本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために委員会、特別委員会及び会議（以下「委員会等」という。）を設置する。

- 2 委員会等の設置及び権限等は一般社団及び財団法人法第90条第4項第4号の規定により総会又は理事会の決議により定める。

(協議会)

第55条 本会は、会員会議所の意見を総合調整し、かつ、地域においてその目的達成のために地区協議会及びブロック協議会を設置する。

2 協議会の設置及び権限等は一般社団及び財団法人法第90条第4項4号の規定により総会又は理事会の決議により定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第56条 本会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第57条 基金の募集、割当て払込み等の手続については、理事会の議決を得るほか、別に定める「経理規程」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第58条 基金は、拠出者との契約で定める日まで返還しないものとする。

(基金の返還手続き)

第59条 基金の返還は、一般社団及び財団法人法第141条に基づき、通常総会の決議をもって行うものとする。

(代替基金の積立)

第60条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第61条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第62条 本会の資産は、会頭が管理し、その管理の方法は、理事会及び総会の議決による。

(経費の支弁)

第63条 本会の経費は、資産をもって支弁する。
(事業計画及び収支予算)

第64条 本会の事業計画、収支予算については会頭が作成し理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については会頭が作成し理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 第1項及び第2項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第65条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会頭が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、会計監査人の監査を受けた上で理事会の承認を経て、通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会は、法令の定めるところにより、第1項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の提出書類には、前事業年度末の会員名簿及び会員移動状況報告書を添付しなければならない。
(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第66条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第67条 会頭は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第71条第1項11

号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第68条 本会の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(事業年度)

第69条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章 管理

(事務局)

第70条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 重要な使用人(事務局長)は、会頭が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会頭が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第71条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

(7) 監査報告及び会計監査報告書

(8) 理事、監事、及び会計監査人の名簿

(9) 役員の報酬規程

(10) 事業計画書及び収支予算書

(11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(12) 認定、認可等及び登記に関する書類

(13) その他法令で定める帳簿及び書類

3 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第72条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 第65条第1項及び第71条に定めるもののほか

次の書類を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第73条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第74条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第75条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、変更することができる。

(合併等)

第76条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、他の一般社団及び財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第77条 本会は一般社団及び財団法人法第148条第1号・第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第78条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決に

より、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第79条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

第80条 本会の解散に際しては、解散の日を含む年度の理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

第81条 本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第12章 補 則

(委任)

第82条 この定款の実施に関して必要な事項は、次の各号に定める。

- (1) 本会の組織、構成及び運営に関する重要な事項については、総会の議決を得て、規則にこれを定める。
- (2) 前号以外の事項及び規則の施行に必要な事項については、理事会の議決を得て、規程にこれを定める。
- (3) 前二号に規定する以外の事項であって定款、規則及び規程の実施に関する事項については、理事会の定めるところにより、細則にこれを定める。

附則

- 1 この定款の変更は、平成25年10月4日から施行する。
- 2 一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立を行ったときは、第69条の規定にかかわらず、解散も登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は相澤弥一郎とする。
- 4 この法人の最初の会計監査人は田中雅明とする。

平成22年7月 1日

平成23年3月20日改正

平成24年1月21日改正

平成25年3月10日改正

平成25年10月4日改正